

## 学校法人二戸学園岩手保健医療大学ガバナンス・コード適合状況等に関する報告書

令和5年9月6日 現在

本法人は、本学のガバナンス・コードに定めた各原則について、現段階において下記のとおり評価しています。

(※ 本ガバナンス・コードは、日本私立大学協会が制定した「私立大学版ガバナンス・コード<第1版>」に示された章立てと必要な記載事項等に準拠して作成しています。)

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
原則	摘要
1-1 建学の精神	<p>本学は、「人々の生活と健康を高め 地域社会に貢献するケア・スピリットを備えた保健医療人」を建学の精神とし、大学ホームページや大学案内等で公表しており、ガバナンス・コード（以下「コード」という。）に明示したことを満たしています。</p> <p>(建学の精神：<a href="https://www.iwate-uhms.ac.jp/outline/spirit.html">https://www.iwate-uhms.ac.jp/outline/spirit.html</a>)</p>
1-2 教育と研究の目的、中期的な計画等	<p>2020年度～2025年度にわたる6年間の中期計画を策定し、大学の建学の精神に基づく教育及び研究、法人の管理運営及び財務に関する基本方針等を定めています。また、中期計画に基づき各年度の事業計画を策定し、事業報告において当該年度の評価・検証を行っています。さらに、中期計画及び本計画の中間評価並びに毎年度の事業計画、事業報告は、大学ホームページで公表しており、コードに明示したことを満たしています。</p> <p>(中期計画：<a href="https://www.iwate-uhms.ac.jp/governance_project_r2-r7_211013.pdf">governance_project_r2-r7_211013.pdf</a> (iwate-uhms.ac.jp))                      (中期計画中間評価：  <a href="https://www.iwate-uhms.ac.jp/governance_project_r2-r7_joukyou_220713.pdf">governance_project_r2-r7_joukyou_220713.pdf</a>(iwate-uhms.ac.jp))                      (事業計画・事業報告：  <a href="https://www.iwate-uhms.ac.jp/disclosure/index.html">https://www.iwate-uhms.ac.jp/disclosure/index.html</a>)</p>

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	
原則	摘要
2-1 理事会	<p>理事会は、本法人の経営の安定化と教育・研究の充実を念頭に置いて業務を決めています。理事会において議決すべき重要事項は寄附行為に明示することにより議決事項の明確化を図るとともに、議決手続等の詳細は、「理事会運営規程」に定め、大学ホームページで公表しています。</p> <p>また、各年度の事業計画の策定及び事業報告について、理事会の議題として審議しており、情報の共有化と改善策の検討に繋がっています。</p> <p>なお、これらの理事会での議事内容は、議事録に正確に記録し、保管しています。</p> <p>理事会では、大学運営が円滑で適切に行われるよう、学長に必要な教学上の権限を委ねています。学長に委任された教学事項は、教授会を中心に関連委員会等で審議・検討し、これを学長が決定する際の重要な判断材料とするなど、教育・研究の自律性と専門性を担保しています。また、毎週1回、理事長、学長、事務局長等を構成員とする「法人運営調整会議」を開催するこ</p>

	<p>とにより、教学上の課題等についての情報共有を図っています。</p> <p>理事会の実効性のある開催のため、年間の開催計画を策定し、審議事項に関する資料を事前送付するとともに、十分な審議時間を確保しています。令和4年度においては計6回開催し、理事会への実出席率は96.3%となっています。</p> <p>また、昨年度課題としていた「各理事及び教学責任者である学長等の業務評価」については、監事による「理事の職務執行評価に係る取扱い」を定め、各理事の主管職務計画と実施報告により、本年6月各理事の総体評価を行いました。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしていますが、<u>今後、理事会を中心に、令和7年度施行の改正私立学校法に準拠した理事、評議員の選任、両会議の在り方等についての検討することとしています。</u></p> <p>(理事会運営規程：<a href="#">rijikai_kitei.pdf (iwate-uhms.ac.jp)</a>)</p> <p>(理事の職務執行評価に係る取扱い： <a href="#">shokumu_hyouka.pdf (iwate-uhms.ac.jp)</a>)</p>
2-2 理事	<p>寄附行為第5条において理事9名を置く規定を定め、同第6条第1項各号により、令和5年1月の理事会・評議員会の審議を経て寄附行為に定める数の理事を選任（重任）するとともに、理事長、常務理事1名の選任を行いました。また、理事は、法令、寄附行為、役員行動規範及び理事の内部規律に関する規程等を遵守し、本法人のために忠実にその職務を遂行しています。</p> <p>理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わらず、利益相反取引に当たるとされる事案については、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受けています。</p> <p>学内理事としては、学長、研究科長を選任し、知識・経験・能力を活かし、教育的観点から本学の質的充実と安定的な運営のため、適切な意見等を述べています。</p> <p>私立学校法第38条第5項に該当する理事として4名の外部理事を選任しており、これらの理事は、本法人の経営やマネジメント強化のため、理事会においてさまざまな視点から意見を述べ、理事会の活性化に寄与しています。</p> <p>以上のように、コードに明示したことについて概ね満たしていますが、<u>理事の教育等に関する知識をより深めるため、本学が行うFD研修への参加や関連する諸会議へのオブザーバー出席等を促していくこととしています。</u></p> <p>(理事・評議員一覧：<a href="#">yakuin2023n.pdf (iwate-uhms.ac.jp)</a>)</p> <p>(寄附行為：<a href="#">kifukoui_r21023.pdf (iwate-uhms.ac.jp)</a>)</p> <p>(役員行動規範：<a href="#">yakuin_kihan.pdf (iwate-uhms.ac.jp)</a>)</p>
2-3 監事	<p>寄附行為第5条において監事2名を置く規定を定め、同第7条により、令和5年1月の理事会・評議員会の審議を経て寄附行為に定める数の監事を選任（重任）しました。監事には、独立性の観点と利益相反を適切に防止</p>

	<p>することができる者が選任されています。</p> <p>監査が機能的に実施されるよう「学校法人二戸学園監事監査基準」を定め、職務の遂行に当たっては、年間の監査計画を策定し、監査事項、監査の視点、監査の方法及び監査の重点事項等について教職員等の関係者に通知し、実施しています。</p> <p>監査結果は、監査報告書としてとりまとめ、理事会及び評議員会に報告するとともに、大学ホームページに公表しています。</p> <p>監査に際しては、本法人に置く内部監査室を中心に事務局が全面的に支援・協力しており、会計監査については、監事、公認会計士及び内部監査室の三者による意見交換の場を設定（三様監査）し、監査内容の質的向上に努めています。</p> <p>課題となっていた監事による理事の業務評価については、上記理事会の項（2-2）の記載のとおり、令和4年度間における各理事の職務執行評価を行いました。</p> <p>なお、監事は、文部科学省が主催する監事研修会を受講し、監査業務に係る職務の重要性の認識や専門性の向上に資するよう努めています。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしています。</p> <p>（理事・評議員一覧：<a href="#">yakuin2023n.pdf (iwate-uhms.ac.jp)</a></p> <p>（監事監査基準：<a href="#">kansa_kijun.pdf (iwate-uhms.ac.jp)</a></p> <p>（監査報告書：<a href="#">監事の監査報告書   情報公開   岩手保健医療大学 (iwate-uhms.ac.jp)</a></p>
2-4 評議員会	<p>評議員会は、次に掲げる事項について、理事会において理事長が決する前に、諮問機関としてあらかじめ意見を述べています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 予算、借入金（年度内で償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項</li> <li>(2) 毎年度の事業計画及び中期計画に関する事項</li> <li>(3) 寄附行為の変更</li> <li>(4) 役員報酬等に関する基準</li> <li>(5) 監事の選任に関しての同意</li> <li>(6) 本法人の合併及び解散</li> </ol> <p>また、評議員会は、上記のほか、広く本法人が行う業務、財産の状況、役員業務執行の状況について報告を求め、意見を述べています。</p> <p>なお、昨年度課題としていた本会議の議長については、昨年9月の評議員会において互選により選任し、円滑な議事運営が行われています。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしています。</p>
2-5 評議員	<p>寄附行為第20条において評議員19名以上を置く規定を定め、同第24条第1項各号により、令和5年1月の理事会・評議員会の審議を経て寄附行為に定める数の評議員を選任（主として重任）しました。</p> <p>評議員は、本法人の業務執行等に対する意見陳述や諮問等に適切に応えるため、さまざまなステークホルダーから、広範かつ有益で客観的な意見具申が期待できる者を選出しています。</p>

	<p>以上のように、コードに明示したことについて概ね満たしていますが、<u>評議員会の活性化のため、学外の関係機関が実施する研修会や本学が行うFD研修会開催情報を提供するなど、適切な研修機会を設けるよう努めています。</u></p> <p>(理事・評議員一覧：<a href="#">yakuin2023n.pdf (iwate-uhms.ac.jp)</a>)</p>
--	---

第3章 教学ガバナンス（学校法人運営の基本）	
原則	摘要
3-1 学長・学部長	<p>学長は、学則第1条に掲げる教育目的を達成するため、教授会運営を中心にリーダーシップを発揮し、所属教職員を総督しつつ、適切な大学運営に努めています。</p> <p>学長の大学運営方針は、中期計画及び事業計画によって具体的に明示するとともに、理事会の審議内容等を教授会で周知することで、法人と大学の統一的な方向性を示すことにも留意しています。</p> <p>なお、学長のリーダーシップを支えるため、昨年11月の理事会において学長補佐2名を置くことの承認を受け、学長補佐体制の充実を図りました。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしていますが、<u>現在、学部の校務を司り、学長不在時の職務を代行する学部長が不在であり、今後、専任の学部長の選考についての検討が必要であるものと認識しています。</u></p>
3-2 教授会	<p>教授会は、大学運営の中核的機関として位置付け、大学の教育研究の重要な事項を審議するため設置しています。審議すべき事項については、「岩手保健医療大学教授会規程」及び「岩手保健医療大学大学院教授会規程」に定め、運営しています。</p> <p>学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められている事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、上記両規程には、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものでないことを明示しています。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしています。</p>

第4章 社会的信頼性（ステークホルダーとの関係）	
原則	摘要
4-1 学生に対する信頼性の確保	<p>教育に関する3つのポリシーを明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋を明確に示すとともに、これらのポリシー間の関連性は、入試要項、学生便覧及び大学ホームページに明示しています。</p> <p>(アドミッション・ポリシー： <a href="https://www.iwate-uhms.ac.jp/outline/spirit.html#admission-policy">https://www.iwate-uhms.ac.jp/outline/spirit.html#admission-policy</a>)</p> <p>(カリキュラム・ポリシー： <a href="https://www.iwate-uhms.ac.jp/outline/spirit.html#curriculum-policy">https://www.iwate-uhms.ac.jp/outline/spirit.html#curriculum-policy</a>)</p> <p>(ディプロマ・ポリシー： <a href="https://www.iwate-uhms.ac.jp/outline/spirit.html#diploma-policy">https://www.iwate-uhms.ac.jp/outline/spirit.html#diploma-policy</a>)</p>

	<p>ハラスメントの防止等については、「ハラスメント防止対策委員会」を設置し、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対して、その排除・改善等に取り組んでいます。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしています。</p>
<p>4-2 大学の信頼性を高めるための役員・教職員の資質向上等</p>	<p>実効性のある中期計画の策定、実行、検証・評価を行い、大学の質の向上を確実なものとするため、具体的に各課題に取り組む教授会に置く各種の委員会は教員と事務職員とで構成し、各委員会間の連携も適切に行われています。また、教学及び管理運営に関する事項について円滑な遂行を図ることを目的として、学長、研究科長等と幹部事務職員を構成員とする「連絡調整会議」を設け、教員と事務職員が一体となって大学運営に当たる体制（教職協働）を整えています。</p> <p>さらに、役員、教職員が建学の精神に基づいた大学運営、教育・研究活動等を一体となって推進し、社会的責務を果たしていくため、次のような取り組みを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事は、中期計画及び毎年度の事業計画を業務執行の中核に据え、上半期及び年度ごとに評価と改善策について意見を述べています。</li> <li>・ 監事は、毎年度の監査結果について、理事会及び評議員会に監事監査基準及び監査計画に基づいた報告書を作成し、理事会・評議員会及び関係部局に提示するとともに、大学ホームページにおいて公表しています。</li> <li>・ 教育に係る3つのポリシーの実質化と教育の質保証の取り組みを推進するため、毎年度、各委員会、領域ごとに所管する教育・研究活動について評価し、「自己点検・評価報告書」としてとりまとめ、本学の教育・研究のPDCAサイクルの中核的システムとして機能させています。また、本報告書は、大学ホームページに公表しています。</li> </ul> <p>(自己点検・評価報告書：<a href="http://www.uhms.ac.jp/tenken-hyouka_r04.pdf">tenken-hyouka_r04.pdf (iwate-uhms.ac.jp)</a>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、教授会に置く「FD委員会」を中心に、年次計画（研修テーマ、研修対象等）に基づき、時宜に応じたFD研修を実施しています。</li> <li>・ 教職員のそれぞれの専門性と資質の向上を図るため、SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取り組みを推進しています。</li> </ul> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしています。</p>
<p>4-3 社会の信頼性を高める仕組み</p>	<p>本学は、令和5年度に日本高等教育評価機構の評価を受審し、評価結果を踏まえて教育・研究の質の向上、管理運営面に関し自ら改善を図り、これらの結果を本法人の中期計画に反映させることとしています。</p> <p>また、教育目標や組織目標の実現に向け、それぞれの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関して、法人の「中期計画・評価委員会」及び大学に置く「自己点検評価委員会」が中心となって定期的な自己点検・評価を行い、その結果を踏まえた改善等に努めています。</p> <p>また、上記の自己点検や改善等に係る情報、本学の教育・研究に関する各種の情報は、大学ホームページ等により積極的に公表しています。</p> <p>社会や地域の発展に貢献するため、本学の人的資源を活用した公開講座</p>

	<p>を積極的に開催するとともに、地方自治体や医療機関等の各種研修会への講師派遣等の協力を努めています。</p> <p>令和3年度に設置した大学院においては、現職の看護師や看護関係の教員等の社会人を受入れ、それぞれの学生の学修（研究）目的に応じた柔軟な指導を行なっています。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしています。</p>
4-4 危機管理と法令遵守	<p>危機管理への対応として、災害時の学内体制・緊急連絡網の整備、災害対策マニュアルを作成するとともに、避難（防災）訓練、減災・防災のための施設の点検、設備・備品等の整備を定期的実施しています。</p> <p>特に新型コロナ対応については、教育実施対応、学生指導等について「危機管理本部会議」を中心に適切な対応に努めています。</p> <p>また、ハラスメントの防止等に関するガイドライン及び相談員対応指針を定め、学生、教職員に周知しています。</p> <p>法令遵守の意識向上を図るため、教育・研究活動、業務に関し、寄附行為、学則及び学内諸規程について学内ファイルサーバーに掲載し、すべての教職員が閲覧できるようにするとともに、関連するFD・SD研修会等によりさらなる意識の向上に努めています。</p> <p>法令等に違反する行為やそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）窓口を設け、不適切な事案に対しては、関連規程に定める委員会等を中心に的確に対応するとともに、通報者の保護を図る仕組みを整えています。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしています。</p>

第5章 透明性の確保（情報公開）	
原則	摘要
5-1 情報公開	<p>法人運営及び教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点から、学校教育法施行規則、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等に基づき、下記情報について公表しています。</p> <p>(1) 教育・研究に関する情報</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大学の教育研究上の目的</li> <li>② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）</li> <li>③ 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）</li> <li>④ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）</li> <li>⑤ 教育研究上の基本組織</li> <li>⑥ 教員組織、教員数、各教員の学位及び業績、入学者数、収容定員及び在学者数、卒業生数、進学者及び就職者数、進学・就職等の状況</li> <li>⑦ 授業科目、授業方法・内容及び年間授業計画</li> <li>⑧ 学修成果に係る評価及び卒業・修了認定基準</li> <li>⑨ 校地、校舎等の基本的な施設・設備の状況、学生の課外活動環境の状況</li> <li>⑩ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用</li> </ol>

	<p>⑪ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援</p> <p>(2) 学校法人に関する情報</p> <p>① 財産目録・貸借対照表・収支計算書</p> <p>② 寄附行為</p> <p>③ 監事の監査報告書</p> <p>④ 役員名簿（個人の住所を除く）</p> <p>⑤ 役員報酬に関する基準</p> <p>⑥ 事業報告書</p> <p>上記のほか、中期計画及び毎年度の事業計画、本ガバナンス・コード、学則などについても大学ホームページで公表しています。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしており、今後、認証評価等の外部評価等を受審した際には、その結果についても公表し、教育研究及び大学運営等の改善を図っていきます。</p>
5-2 情報公開の手段等	<p>情報公開の手段・方法は、大学ホームページを中心に、日本私立学校振興・共済事業団が管理する「大学ポータル」や大学案内、各種パンフレット等の媒体により行っています。</p> <p>また、上記「(2) 学校法人に関する情報」については、大学ホームページに加え、大学事務室に備え置き、請求があれば閲覧に供することとしており、閲覧に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした「情報公開規程」及び「プライバシーポリシー」を策定しています。</p> <p>その他、オープンキャンパス、進学説明会等を通して必要な情報を公開するとともに、各種メディアを通じた情報提供を行っています。</p> <p>以上のように、コードに明示したことを満たしています。</p>